

はじめに

今、わが国は政治、経済、社会のあらゆる面で、変化と改革の真っ只中にあります。それは教育も例外ではありません。

今春からは完全学校週5日制のもと、一人一人の子どもに「生きる力」を育成することを基本的なねらいとして、「総合的な学習の時間」の創設や、教育内容の厳選などを柱とする新しい教育課程が実施されます。

大阪市教育委員会では、新しい時代に対応する大阪らしい教育の創造に向け、教育改革懇話会の提言や各種審議会の答申、計画などをふまえ、平成12年8月に「未来に向けてたくましく生きる『なにわっ子』の育成をめざして」と題する大阪市教育改革の基本方向を示しました。

この度、その基本方向に基づき、これまでの教育施策を総合的に検討し、大阪の新しい教育の具体的プランとして「大阪市教育改革プログラム」を策定しました。本プログラムは、大阪の未来を担う「なにわっ子」を育成するために、学校(幼稚園を含む。以下同じ)、家庭、地域がそれぞれ果たすべき役割を明らかにし、互いの連携のあり方と教育委員会としての支援のあり方を示しています。

新しい時代を創造するのは子どもたちです。子どもが未来に向かって希望をいだき、自らの夢にチャレンジしていくことのできる教育の実現と学校づくりをめざして、教育改革プログラムに基づき、大阪市の教育改革を推進します。

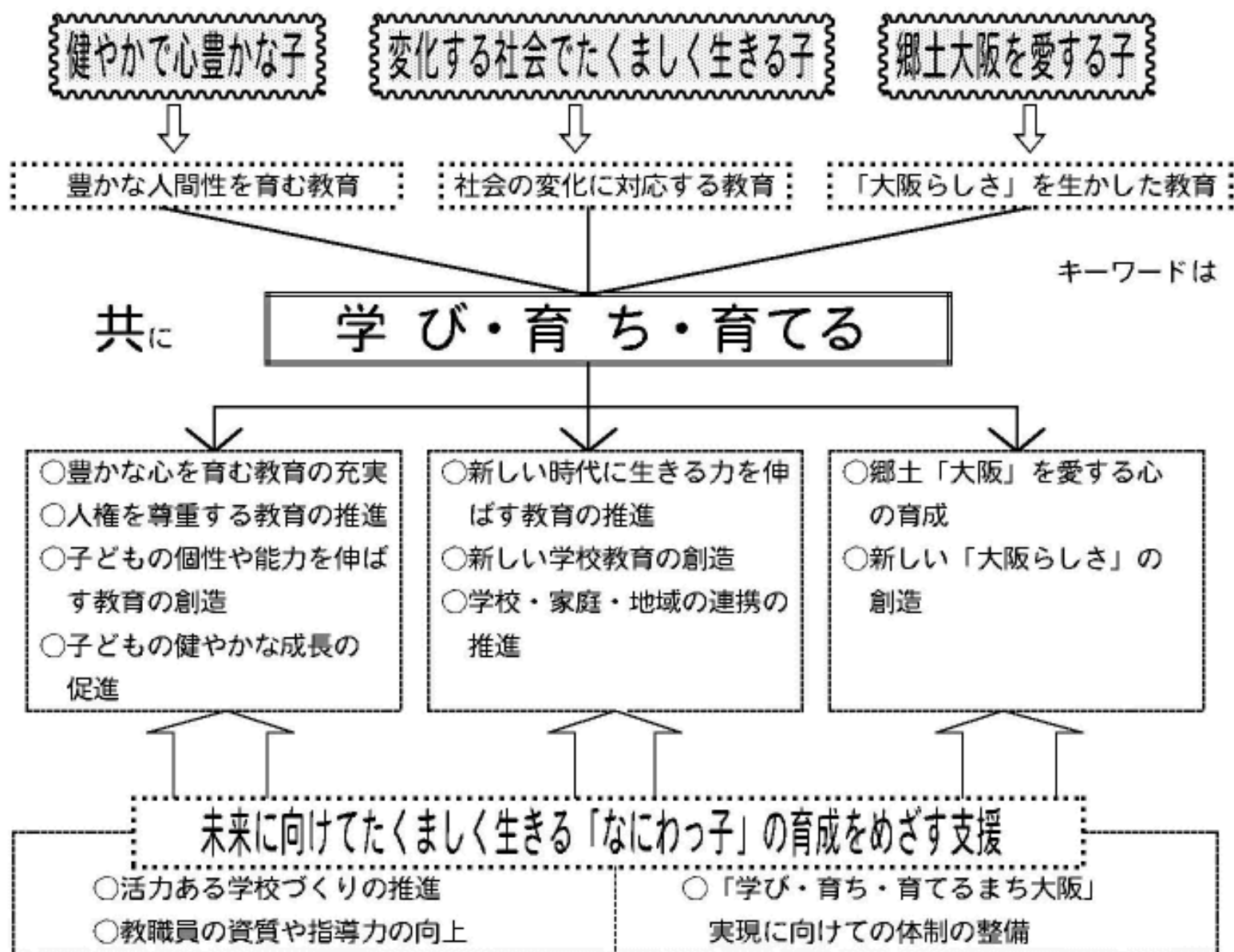
平成14年2月

教育改革プログラム策定の基本的な考え

本プログラムの大きな目標は、「未来に向けてたくましく生きる『なにわっ子』の育成」です。ここに示された「なにわっ子」とは、今後予想される厳しい社会にあっても、「健やかで心豊かな子」「変化する社会でたくましく生きる子」であり、私たちの大阪の未来を託すことのできる「郷土『大阪』を愛する子」であると考えています。

この「なにわっ子」の育成をめざして、本プログラムでは「豊かな人間性を育む教育」「社会の変化に対応する教育」「『大阪らしさ』を生かした教育」の3つの重点目標を設定しました。これらの実現に向けて「未来に向けてたくましく生きる『なにわっ子』の育成をめざす支援」を充実し、教育改革を推進していきます。

私たちは みんなで 未来に向けてたくましく生きる「なにわっ子」 を育てます



なお、本プログラムの施行期間は平成14年度からの10年間としますが、今後の国の動向等をもふまえながら、随時必要に応じて改訂します。

豊かな人間性を育む教育の充実

1. 豊かな心を育む教育の充実

今日、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。子どもに美しいものや自然に感動する柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を尊重する心など「生きる力」の核となる豊かな人間性を育む心の教育の充実を図ることが、きわめて重要な課題となっています。そのため、体験的な学習を重視するとともに、道徳教育の改善・充実を図ります。

(1) 体験を重視した教育の充実

子どもは直接自然にふれたり、さまざまな人と関わったりする中で豊かな感性を育み、社会性を養います。しかし、近年、自然体験や社会体験の機会が減少し、感動や友情、葛藤、忍耐などを経験する機会が少なくなっています。そこで、学校では、地域の特色や子どもの実態に応じて、体験や表現活動を積極的に取り入れた教育活動を推進します。

体験的な学習の充実

「総合的な学習の時間」をはじめとして、あらゆる教育活動で体験的な学習を推進するため、「出会い・ふれあい21」事業の拡充を図ります。

学校での「大阪市学校支援人材バンク」の利用を促進し、さまざまな知識・技能を有する社会人の学校教育への参画を推進します。また、在阪企業などとの連携を進め、人材バンクの登録者の充実に努めます。

伊賀、信太山、びわ湖などの本市の野外活動施設での自然体験学習プログラムの開発を進め、施設の利用促進を図ります。

学校では実施が難しい農業体験学習ができるよう、大阪市近郊の農地を学習のための農園として活用する方策を検討します。

ボランティア体験活動の推進

大阪市ボランティア情報センターなど、ボランティア活動の情報提供を行っている機関との連携のあり方を検討し、情報の収集と提供に努めます。

ボランティア精神の涵養と実践力の育成を図るため、子どもの発達段階に応じて、福祉や保健ボランティア、国際交流・協力ボランティアなど、体験の機会を充実します。

高等学校では、一定期間のボランティア活動を単位として認定できる制度の導入を図ります。

子どもの表現活動の充実

体験を通して感じたり考えたりしたことを自分なりの方法でまとめ、表現方法を工夫して人に伝えることができるよう、指導方法を工夫します。

子どもの個性的で豊かな表現活動が伸長されるよう、発表の場を充実します。

(2) 道徳教育の充実

子どもが人間尊重の精神や生命を大切にすることを育み、心身ともに調和のとれた人間として成長していく上で、道徳教育の果たすべき役割は重要です。そこで、生命に対する畏敬の念や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を育むため、体験的な活動を生かした指導

を工夫します。また、自立心・自制心や社会貢献の心などを養えるよう、家庭や地域の協力のもと、子ども自らが課題に取り組み、共に考える道德教育を推進します。

体験的・実践的活動を通じた道德教育

道德の時間をはじめ、教科、特別活動、「総合的な学習の時間」などでも、教室内だけの学習でなく、体験的・実践的活動を取り入れた道德教育を推進します。

保護者や地域の人材の参加や、異年齢集団による活動を取り入れるなど体験活動を豊かなものにする工夫を進めます。

豊かな感性を育むため、大阪市音楽団による音楽鑑賞会やこども文化センターでの学校鑑賞会の充実など、音楽や美術、劇、文芸作品などにふれる機会を充実します。

道德の時間の充実

幼稚園・小学校・中学校で、系統的・継続的な全体計画、年間指導計画を充実します。学校や地域の特色を生かすとともに、多様な指導方法を工夫するなど、道德の時間の指導を充実します。

子どもの体験や日常生活などを題材とした教材、地域に関する資料など、柔軟な発想に立って、子どもの心に響く教材の開発や資料の収集とその活用を推進します。

2. 人権を尊重する教育の推進

人権はすべての人にとって大切でかけがえのないものです。本市ではこれまで、人間尊重の教育を基盤として、同和教育をはじめとする人権教育の深化・充実に努めてきました。平成11年8月には、それまでの取り組みをさらに発展させるため、「人権教育基本方針」を策定しました。

また近年、急速に国際化、情報化、核家族化、少子高齢化などが進行する中、「いじめ」「児童虐待」などの問題、多文化共生社会づくりの課題、高齢者を取り巻く問題や男女共同参画社会づくりの課題など、新たな問題や課題が生じてきています。それらの解決に向けて、一人一人が自分自身の問題としてとらえ、機敏に対応していくことが求められています。

その中で、学校教育の果たすべき役割はますます重要になってきています。学校が人権尊重の雰囲気にもつちた社会のモデルとなるよう、これまでの成果をもとに人権教育を積極的に推進します。

(1) 学校における人権教育の充実

学校では、子ども一人一人の個性や多様性を尊重し、人権文化にもつちた社会を創造していく力を培うことが必要です。そのため、人権教育を性別や国籍、障害の有無、出生や生まれた環境による差別や偏見をなくし、すべての子どもの自己実現をめざすものとして位置付け、21世紀を「人権の世紀」とすることをめざして、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進します。

人権教育教材の充実

学校での人権教育に活用するため、教育委員会や研究団体などが作成している人権教育教材のデータベースづくりを推進します。

新たな人権課題に対応する教材の開発を、関係者の意見も反映しながら進めます。

「総合的な学習の時間」を活用した人権教育の推進

「総合的な学習の時間」に、人権、平和、国際理解、情報、福祉・健康、環境などのテーマで学習が進められるようカリキュラムの開発を行うとともに、学校への情報提供を積極的に推進します。

社会教育施設やNGO・NPOなどとの連携の推進

学校での人権教育を充実するため、大阪人権博物館（リバティおおさか）、大阪国際平和センター（ピースおおさか）、アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）、ATCエイジレスセンター、男女共同参画センター（クレオ大阪）、（仮称）総合生涯学習センターなどの施設や、人権問題に取り組むNGO（非政府組織）やNPO（非営利組織）などとの積極的な連携を図ります。

平和教育の充実

「学校園における平和に関する指導」（平成13年3月）に基づき、子どもの主体的参加を促す多様な学習方法を工夫し、生命の尊厳性の理解や連帯と寛容の精神など、平和を希求する心情と態度を培います。

戦争体験者からの聞き取りや戦跡のフィールドワーク、参加体験型の手法を取り入れた学習など体験的な活動を重視し、平和について自ら学び、考え、行動する子どもの育成に努めます。

(2) 教職員の人権意識と実践的な指導力の向上

人権教育を推進するためには、すべての教職員がさまざまな人権問題の課題解決のため、教育が果たすべき役割の重要性を認識し、鋭敏な人権感覚や実践的な指導力を備えることが必要です。そのため、人権教育推進教職員研修をさらに充実し、教職員の人権意識と実践的な指導力の向上を図ります。

人権教育推進教職員研修の充実

平成5年度より実施してきた人権教育推進教職員研修の成果をふまえ、全体研修・地域研修・校園研修が相互に連動してより効果的に実施できるよう、その深化・充実に努めます。

平成9年度に市内8地域に設置した「地域人権教育推進委員会」で地域研修を実施してきました。今後、地域の課題に基づいた研修の一層の充実を図るとともに、ニュースレターの発行など情報発信をより積極的に行い、「地域人権教育推進委員会」が地域の人権教育センターとしての役割を果たすよう、その機能の充実を図ります。

学校の人権教育研修の充実を図るため、「人権教育推進教職員研修・校園研修」支援事業を実施し、各学校の「人権教育のための国連10年行動計画」の具体化を進めます。

セクシュアル・ハラスメントの正しい認識と防止

セクシュアル・ハラスメントは教職員間の問題だけでなく、子どもの教育環境の問題としても重要な人権問題です。そのため、学校における「セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」（平成9年7月）の一層の徹底と、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めます。

子どもや保護者・教職員がセクシュアル・ハラスメントについて相談できる窓口体制の充実を図ります。

「児童虐待」の早期発見と防止

「児童虐待」が、子どもへの重大な人権侵害であるという認識のもとに、教職員向け手引書「子どもの『安心』への支援」（平成13年2月）の積極的な活用を図り、早期発見と防止に努めます。

3. 子どもの個性や能力を伸ばす教育の創造

激しい変化が予想される21世紀を、子どもが主体的かつ創造的に生きていくためには、個性や能力を最大限に生かして生涯にわたって学び続けていく必要があります。そのため、すべての子どもにその基礎となる確かな学力の定着を図るとともに、個性や能力に応じた教育を推進します。

(1) 基礎・基本の定着と個性を生かす教育の推進

子どもの個性や能力を伸ばすために、学校ではその基礎となる学力の確実な定着を図ります。小学校でも指導者一人一人のもつ専門性を生かした指導体制の工夫を進めます。また、教育センターの機能の充実を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護教育諸学校の教育研究会（以下、教育研究会という。）との連携のもと、子どもや学校の実態に応じて指導や評価の工夫、改善に努めます。

基礎学力の充実

学習内容を基礎・基本に厳選し、学習の方法や形態を工夫するとともに、きめ細やかな指導を行い、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ります。家庭との連携のもと、児童・生徒の学習理解度の実態把握に努めるとともに、学習内容の厳選や個に応じた指導方法の工夫改善に努めます。教育センターが作成した実践事例集や教育研究会の研究成果をもとに、学校が子どもの実態に応じて教育内容を厳選した年間指導計画や学習指導案を作成し、子どもが「わかる楽しさ」を体感できる授業づくりに努めます。

個を生かす指導や評価の工夫・改善

小人数での指導やグループでの学習の実施など、子どもの習熟度や興味・関心に応じた弾力的な授業形態がとれるよう工夫を進めます。一人一人の子どもが興味・関心をもって意欲的に学習に取り組めるよう、コンピュータの活用を図るとともに、保護者や地域の多様な人材の参加による学習を積極的に進めます。個に応じた指導の充実を図るため、子ども一人一人の学習の様子を多面的にとらえ、指導に生かせる評価方法の工夫・改善に努めます。

教育センターの機能の充実と教育研究会との連携

教育センターのもつ指導案などのデータベースをさらに拡充するとともに、カリキュラムセンターとしての機能を充実します。基礎・基本の定着と個に応じた指導の工夫・改善に生かせるよう、教育センターおよび教育研究会の研究成果が学校でさらに活用されるよう努めます。

(2) 障害のある子ども一人一人に応じた教育の推進

「大阪市障害者支援プラン」（平成10年4月）では、「ノーマライゼーションの理念のもと、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育を推進する」と示すとともに、「児童・生徒は、まず居住地の小中学校に位置付けるようにし、養護教育諸学校に就学する場合も、つながりが断たれることのないように努める」としています。

今後も、すべての子どもが共に学び、共に育つ教育の実現をめざして、障害のある子ども一人一人の状況に応じた教育の推進に努めます。

障害のある幼児・児童・生徒の個別の指導計画作成の研究

養護教育諸学校では、幼児・児童・生徒の個別の指導計画作成について実践的な研究を進め、全10校で実施します。また、小学校・中学校でも、養護教育諸学校との連携を図り、障害のある児童・生徒について、個別の指導計画作成の研究を進めます。

福祉・医療分野などとの連携

障害のある子どもの一貫した支援について、保育所、病院、保健センターや障害者会館などとの連携を進めます。

学校施設などの条件整備

「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づく学校へのエレベータ設置など、障害のある子どものニーズをふまえ、条件整備をさらに進めるよう努めます。

知的障害のある生徒の高等学校受け入れに関する研究の推進

知的障害のある生徒の後期中等教育の選択肢の一つとして、大阪市立の高等学校への受け入れについて、「調査研究校」を設置し研究を進めます。

4. 子どもの健やかな成長の促進

子どもにかかわる痛ましい殺傷事件にも見られるように、学校の内外を問わず子どもを取り巻く環境は、必ずしも安全であるとはいえない状況になっています。また、社会の変化に伴う保護者の子育て意識や価値観、生活様式などの変化が、子どもの基本的な生活習慣の習得や心の成長、好ましい人間関係づくりにも影響を及ぼしています。このような状況のもと、学校での取り組みに加え、家庭・地域との連携を強化し、子どもの健やかな成長の促進に努めます。

(1) 安全教育の推進

学校では、子ども一人一人の安全が確保されなければなりません。そのため、安全管理の徹底を図るとともに、発達段階に応じた安全教育指導方法や、子どもが興味・関心をもてる学習を工夫し、自らの安全を守る力を育成します。

防災教育・交通安全教育の充実

学校における地震などの災害に関する安全対策が効果的に行えるよう、「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」(平成8年1月)の活用と指導の徹底を図ります。

学校の「警備及び防災計画」の点検・改善を進めるとともに、教職員の防災訓練や子どもの避難訓練を実効あるものに充実します。

季節ごとの交通安全運動、交通事故防止運動の機会を通して子どもや保護者への交通安全指導の方法を工夫し徹底するとともに、学校、PTA、関係諸機関・団体の連携に努めます。

学校における防犯対策の徹底

学校の実態に応じた「安全(防犯)対策マニュアル」を整備し、教職員の体制づくりを進めるとともに、防犯警備機器を的確に運用し、防犯対策を徹底します。

警察などの関係諸機関との連携を進め、緊急時の対応について教職員研修を実施するとともに、不審者侵入などを想定した訓練を実施します。

学校・家庭・地域・関係諸機関の連携

学校外での子どもの安全を確保するため、PTA・地域・関係諸機関の連携を進め、緊急時の連携体制として「子どもの生命と安全を守るネットワーク」づくりを推進します。

子どもへの暴力防止プログラムの実施

子どもが自らの力でさまざまな種類の暴力から身を守れるようにするため、学校において子どもへの暴力防止プログラムや防犯指導教室などを実施します。

(2) 健康教育の充実

社会の変化に伴い子どもの生活習慣が大きく変化し、感染症、薬物乱用、生活習慣病など健康についての新たな課題が生じてきています。それらの課題の解決を図るとともに、幼児期からの正しい食習慣などの生活習慣の基礎を身に付け、自己の心身の健康づくりに主体的に取り組めるよう、地域保健・地域医療との連携を進め、健康教育の充実を図ります。

学校保健の充実

健康に関する現代的課題などについて、養護教職員の参加による授業の実施や、学校医、学校歯科医、学校薬剤師など学校保健関係者の授業への参加を図るなど、その専門性を生かした指導方法を工夫します。

各校の学校保健委員会の充実・活性化を図り、学校の実情に応じた健康教育を充実します。

保健室での健康相談活動を充実するとともに、教職員とスクールカウンセラーとの連携を推進します。

地域保健・地域医療との連携

保健センター、診療所、病院など地域保健・医療機関との連携を進めるとともに、各区の学校保健協議会の充実を図ります。

学校体育の充実

生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの基礎を育成します。

運動することの喜びや楽しさを実感できるよう、体育の授業を工夫するとともに、運動部活動や校外活動などを通して、学校体育の充実を図ります。

「食」に関する指導の充実

学校栄養職員の専門性を生かし、「食」に関する指導の充実を図り、子どもが自らの健康を守る食生活や食習慣を考え、実践する態度の育成を図ります。

学校給食を教材とした「食」に関する指導を進めます。

子どもの「食」に関する多様なニーズをふまえ、指導・支援の充実に向け検討を進めます。

幼稚園では、幼児期の食生活や食習慣の重要性について家庭への啓発を促進するとともに、望ましい「食」に関する指導を進めます。

(3) 生活指導の充実

本市では「いじめ」の数は減少してきているものの、それ自体は絶対に許されない行為です。また、「不登校」の数の増加や問題行動の低年齢化など、解決を急がなければならないさまざまな課題があります。これらの課題の解決に向けて、学校・家庭・地域や関係諸機関の連携を強化するとともに、教職員が日ごろから子どもとの信頼関係を築くよう努め、子ども一人一人に応じた生活指導を推進します。

学校における生活指導体制の充実

子ども一人一人が集団の一員として自覚を持ち、お互いのよさを認め合い、個性を發揮できる魅力ある学級づくりを推進します。
小学校と中学校との連携をはじめとして、学校間や関係諸機関との連携を強化するとともに、生活指導体制を充実し、「いじめ」、「不登校」や「児童虐待」などの予防と早期発見に努めます。

「いじめ」問題への対応

教職員の「いじめ」を見抜く力や感性を高めるための研修を充実し、「いじめ」に対する正しい認識を深めるとともに、指導体制の点検を行い、未然防止と早期発見、早期解決に努めます。
学校、教育センター教育相談室、スクールカウンセラーの連携を強化し、「いじめ」の問題に悩む子どもや保護者などに対する相談体制を充実します。

「不登校」問題への対応

子ども一人一人が学校で存在感をもち、充実感や達成感を実感できる学習活動を推進します。
学校が教育センター教育相談室やスクールカウンセラー、メンタルリーダーなどとの連携を強化し、子ども一人一人の内面に迫る生活指導をさらに充実します。
地域にある社会教育施設などと連携し、不登校にある子どもの学習活動を支援します。

子どもの豊かな人間関係づくりの推進

子どもが体験的なトレーニングによって、他者への支援活動についてのスキル（人間関係づくり、聞き方や話し方の方法、課題解決の方法など）を学び、それを子ども相互の豊かな人間関係づくりや、課題解決に生かしていく取り組みを中学校に取り入れ、フレンドシップサポート事業（仮称）として推進します。

(4) 教育相談の充実

「いじめ」や「不登校」の問題は、さまざまな要因が複雑に絡み合っている場合が多く、その予防や解決のためには、学校、家庭、地域、関係諸機関が緊密に連携することが必要です。そこで、学校のカウンセリング体制を充実するとともに、学校と本市各局が所管する教育相談機能との連携を進め、教育相談体制を強化します。

学校におけるカウンセリング体制の充実

子どもに内在する問題を的確に把握し、機敏に対応できるよう、すべての教職員によるカウンセリング体制を充実します。
教職員一人一人がカウンセリングマインドをもち、子どもに適切な対応ができるよう教職員の研修を充実するとともに、指導資料の整備を進めます。

教育センターの教育相談事業の充実

相談件数の増加、相談内容の複雑化、相談期間の長期化の状況に対応できるようにするとともに、教育相談・適応指導・スクールカウンセラー活用事業・メンタルリーダー訪問援助事業・電話教育相談などの各事業間の連携を強化し、効果的な教育相談事業を推進します。

本市他局のもつ相談機関と連携し、学校との適切な情報交換に努めるとともに、子どもや保護者のさまざまな相談内容に対応できるよう体制を整備します。

スクールカウンセラーの拡充

各中学校区の子どもや保護者、教職員がいつでも相談できる環境を整えるため、スクールカウンセラーのすべての中学校への配置を進めます。

メンタルリーダー訪問援助事業の充実

心理学専攻、または教職をめざす大学生や大学院生を、臨床心理士などの指導のもと、「閉じこもり状態」の子どもの家庭に派遣しているメンタルリーダー訪問援助事業の充実を図ります。

社会の変化に対応する教育の充実

1. 新しい時代に生きる力を伸ばす教育の推進

21世紀を迎え、社会の変化は加速度的に激しくなっています。特に科学技術の発達は高度情報通信社会を生み出し、ボーダレスの時代を迎えようとしています。また、社会や環境の変化は人の価値観や意識の変化を生み、それに伴ってこれまでになかったさまざまな課題が生まれてきています。

今後も激しい変化が予想される社会では、子どもにとって必要なのは、細かな知識を多く覚えていること以上に、学んで得た知識を生かす力や創造力、表現力の育成です。生涯を通じて学び続けるという生涯学習の視点からも、従来の教育内容に加え、新しい時代に対応した内容と教育システムの創造に努めます。

(1) 情報教育の推進

急激に情報化が進む中、社会には子どもにとって必ずしも有益でないさまざまな情報があふれています。コンピュータや携帯電話などの情報機器が子どもの生活に浸透するに伴い、地域や家庭における情報の偏在が新たな問題となる危惧が生じてきています。そのような状況の中で、子ども一人一人が、主体的に情報を収集・処理し、情報を的確に活用・発信できる能力を身につけられるよう情報教育を推進します。

情報を活用する能力の育成

情報や情報機器を主体的また的確に選択し活用できるよう、基礎的な資質や能力の育成を図るとともに、有害な情報などから自らを守る能力を育成します。

情報モラルを高める教育の推進

インターネットなどの通信技術が発達する中、家庭との連携のもと、個人情報保護も含めた情報モラルを高める教育を推進します。

新整備計画に基づくコンピュータ活用の環境づくりの推進

一人一人の子どもに発達段階に応じたコンピュータ活用の力をつけるために、パソコン教室に一人あたり1台のコンピュータを配置し、活用の機会を充実します。コンピュータを活用した学習の充実を図るため、校内LANで他の教室と情報をやりとりできる環境整備や、普通教室からインターネットにアクセスできる環境づくりを推進します。

学校図書館の整備・充実

子どもの情報活用能力を育むとともに、読書を通して豊かな人間性を育む活動の拠点としての役割が果たせるよう、学校図書館の整備・充実を図ります。

学校からの情報発信の推進

開かれた学校づくりのため、ホームページでの学校紹介など、学校からの情報発信を推進します。また、学校間LAN（教育イントラネット）をさらに充実し、多様な情報交換を推進します。

(2) 環境教育の推進

温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題から、ごみや大気汚染などの生活環境問題まで、環境は子どもが生きる未来にかかわる重大な問題です。子どもが環境問題についての正しい認識と解決に向けての実践力を身につけ、自然や生命を大切に考え、ごみやエネルギーなどに配慮したライフスタイルを築いていけるよう環境教育を推進します。

学校における環境教育の充実

「総合的な学習の時間」などにおいて指導方法を工夫し、よりよい環境づくりや環境保全に関する体験的な学習活動を実施します。また、家庭や地域と連携してビオトープづくりやごみの減量など、主体的な環境教育を推進します。

地球規模の環境問題に関するデータの収集や、世界的な環境保全の取り組みについての調べ学習などにインターネットを活用するとともに、環境NPOなどの人材の活用を積極的に図ります。

家庭・地域との連携

地域に根ざした環境教育推進のため、地域の特色に合わせた環境教育教材を開発するとともに、学校を中心に保護者・PTAや地域住民が参加する活動を展開します。

学校や地域の子どもの生活が環境教育の実践に結びつくよう「エコスタンプ（人や地球に優しい行為をしたとき、自分で判断してスタンプを押す）活動」や「子どもエコクラブ」など子どもの発達段階に応じた日常活動を、家庭・地域との連携のもとに充実します。

社会教育施設などとの連携

自然史博物館などの社会教育施設のほか、環境学習センター（生き生き地球館）や下水道科学館などの環境関係の施設、さらに環境事業局との連携を図り、環境にかかわるデータ提供のシステムづくりや教材の開発を促進します。

(3) 男女平等教育の推進

生活のさまざまな場面に根強く残っているジェンダー意識や、性に基づく固定的な役割分担意識を払拭し、それぞれの個性を尊重し主体的に生きていく力の育成をめざして、男女平等教

育を推進します。

学校教育における男女平等教育の推進

ジェンダー意識や性に基づく役割分担意識が幼児期の段階で形成されることがないよう、家庭と連携しながら幼稚園での男女平等教育を一層推進します。
男女混合名簿の一層の定着を図るとともに、男女平等教育に関する実践的な資料を作成し、男女平等教育を深化・充実します。
性についての科学的認識や自己決定の力を育てるため、小学校から子どもの発達段階に応じた性に関する教育を推進します。
小学校各区に1校、中学校各ブロックに1校設置している性教育推進センター校の教材・教具を充実するとともに、活用のあり方について検討します。
進路指導にあたっては、ジェンダー意識にとらわれない多様な職業観を養い、主体的に職業を選択し、自主的に社会参画していく態度の育成をめざします。

男女共同参画社会の実現をめざす職場・教育環境づくり

教育活動や校務運営などにおいてジェンダー意識の払拭に努め、人権が尊重された快適な職場・教育環境づくりを進めます。

(4) 進路指導・職業教育（キャリア教育）の充実

中学校、高等学校では、進路指導が当面する就職先、進学先選択の指導になりがちな傾向がありました。そこで、児童・生徒一人一人が、自分の個性、能力、適性などをふまえた将来への展望を持ち、主体的に進路を開拓していく意志・能力・態度などを育成する教育の充実を図ります。

小学校における自己の生き方を考える指導の充実

社会科や「総合的な学習の時間」などを中心に、職場見学や職業体験学習などを通して働く人々と接する機会を充実するとともに、学級活動などにおいて、希望や目的をもって生活し、自らの将来について考える指導を推進します。

中学校におけるキャリア教育の充実

生徒が自らのあり方生き方を考え、目的意識をもって進路選択ができるよう、実社会で努力して働いている人や、夢を持って学び続ける先輩などの話を聞く機会を一層取り入れます。
生徒一人一人の進路目標を重視し、進路に関する個人資料の整備や進路相談の充実など、きめ細かい進路指導を推進します。
社会の一員としてのあり方や勤労観・職業観を育成するため、地域の公共施設や事業所、商店などの協力を求め、学校と地域が一体となった職業体験学習を推進します。

高等学校におけるキャリア教育の充実

生徒が自己のあり方生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力と勤労観・職業観を育成するために、大学、企業などの見学や、産業界を実際に体験する職業体験（インターンシップ）などの体験的な活動を推進します。
生徒が職業選択や将来の進路などについて確かな考えをもてるよう、ガイダンスのための科目を開設するなど、進路指導を充実します。
豊富な経験や識見を有する社会人などによる体験的な授業を通して進路意識の啓発を図るとともに、職業体験や産業教育フェアなどを充実し、実践的なキャリア開発の教育を推進します。

教職員が産業社会の現状や企業などの考え方を知り、社会や技術の進展に対応した職業教育を進めるため、企業研修や職業教育研修を推進します。

養護教育諸学校におけるキャリア教育の充実

一人一人のニーズを大切にするとともに、自己の可能性を伸ばせるよう「生き方の教育」としての進路指導を充実します。

働く喜びを体験するため、体験的な学習や作業学習の充実を図るとともに、将来の社会参加を目指した職業教育訓練センターでの実習、福祉施設・作業所・企業などでの現場実習を充実します。

保護者が、児童・生徒にとって適した進路先を具体的に検討できるよう、関係諸機関と連携し、情報の発信に努めます。

奨学金制度などについての指導の充実

奨学金制度は、子どもの自己実現のために経済的、精神的な大きな支えであることから、すべての子どもが積極的に自己の進路を考え、将来の展望がもてるよう、奨学金に関する指導の一層の充実を図ります。

2. 新しい教育システムの導入

子どもの基礎的・基本的な知識・技能の定着と、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力などの資質や能力の育成をめざして、学校が創意工夫を進め、特色ある学校づくりを推進するため、制度や学校間の連携のあり方についての検討を進めます。

(1) 特色ある学校づくりに向けた制度の見直し

学校週5日制の実施により、授業日数や授業時間が減るとともに、学習内容が精選されます。それを受けて学校では、より一層特色のある活動や独自性の高い教育課程の編成と授業の改革が求められており、その実現に向けて教職員の専門性を高めるとともに、現行制度の見直しを進めます。

○学期制の弾力化

授業時間を確保し、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、子どもや教職員がゆとりをもって学習・指導に取り組むことができるよう、高等学校をはじめとして、幼稚園・小学校・中学校・養護教育諸学校でも、学校の実態に合わせて前期・後期の2学期制が実施できるようにします。

○中高一貫教育校の設置

中高一貫教育校の設置に向けて、設置形態（中等教育学校・併設型・連携型）、学科のタイプ（普通科・総合学科・専門学科）、開設時期、設置校数、設置地域などについて検討を進めます。

高等学校間における専門科目の相互履修制度の整備

高等学校では、教職員の専門性や施設・設備の関係で、自校で開設が困難な科目（専門科目）について、他の学校で履修でき、その成果について単位を認定する制度を整えます。

(2) 校種間・学校間の連携および交流システムの検討

少子化や学校の小規模化に伴い、ひとつの学校だけで集団的な活動に取り組むことが困難な状況が生まれてきました。そこで、それぞれの学校の特色ある教育活動や研究・実践の成果を交流して共有できるよう、複数の学校が連携した教育活動の推進に向けて、校種間・学校間の連携および交流システムの検討を進めます。

教職員や施設・設備に係る連携・交流の推進

子どもの集団活動や学校行事の活性化に向けて、複数の小・中学校の指導者連携による合同授業、合同行事の実施を推進します。

中学校での部活動の活性化を図るため、複数校が合同で部活動が行えるよう検討を進めます。

養護教育諸学校がその専門性を生かして、養護教育のセンター校としての役割を果たすよう、その機能の充実に努めます。

高等学校においては、普通科系・ビジネス系・ものづくり系などの多彩な専門学科が連携し、各学校のもつ優れた施設・設備や専門性の高い教員の相互活用が図れるよう学校間連携を進めます。

教養教育の充実と専門性の深化を図るため、高等学校の生徒が大学の講義を受講したり、デザイン系の学科の生徒が芸術系大学のワークショップに参加できるようにするとともに、大学で取得した単位を認定する制度を整えます。

マルチメディアによる連携・交流の推進

学校がホームページを開設し、子どもだけでなく教職員も含めて学校の取り組みや研究成果などの情報を発信していきます。また、学校間での姉妹校づくりを推進し、インターネットなどを活用しながら交流を進めます。

高速通信回線によるテレビ会議システムなどを利用したマルチメディアによる多様な学校間連携などのあり方について、同種の学校間だけでなく、異校種の学校間についても研究を進めます。

3. 学校・家庭・地域の連携の推進

少子化、核家族化が進む中、子どもが生きる力を身につけ、新しい時代を切り開いていくためには、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域全体で子どもの教育にかかわることが一層重要となっています。学校、家庭、地域がそれぞれの役割に応じた機能を十分に果たすとともに、子どもの教育に関する情報を共有するなどして連携し、共に力を合わせて総合的な教育力を発揮することができるよう環境整備を進めます。

(1) 開かれた学校づくりの推進

地域住民への施設開放については、小学校の特別教室などを活用した、身近で自主的な文化・学習活動や交流活動の場の提供や、学校体育施設の開放などを推進してきました。今後は、学校の教育内容の公開を進め、説明責任を果たしていくとともに、保護者や地域住民の意向を把握し学校運営に反映させていくなど、子どもの健全な育成に向けて、開かれた学校づくりを推進します。

開かれた学校づくりの推進

学校からの情報発信の方法や保護者・地域に対して教育内容の説明責任を果たしていく方策などについて研究を深め、その成果を全市に広めます。

保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させていくために、家庭・地域と連

携しながら学校運営を行う体制についての研究を推進します。
学校教育活動が行われない休日などに、運動場や体育館はもとより、学校図書館などの学校施設を地域住民の活動の場として活用していく方策について検討を進めます。

学校教育自己診断の導入

学校の教育活動が子どもの実態や保護者、地域住民のニーズに込えているかなどについて学校の教育指導の計画の達成度を点検し、学校教育改善の方策を明らかにするため、「学校教育自己診断」や「学校評価」の導入に向けて検討を進めます。

学校・家庭の連携の強化

子どもが学校生活を始めるにあたって、環境や学習形態の違いから起こる戸惑いや混乱を解消し、子どもも保護者も新しい環境に慣れてスムーズなスタートがきれるよう、小・中学校において入学前に学校生活を体験できる機会を設けます。
保護者が学級担任や指導者と共通理解を深めるため、時間を限定しないで保護者が自由に参観できる機会を充実します。
学校からは教育方針、教育内容、子どもの様子などを発信し、保護者からは学校の教育活動についての意見を伝えるといった双方向の情報発信を充実します。

○PTAの活動の活性化

PTA役員や各委員など指導者を育成するため、指導資料を発行し、配布するとともに、各区PTA指導者研修などをさらに充実します。
子どもが保護者と共に活動することを通して学び合うことができるように、学校行事へのPTAのより積極的な参加を進めます。

(2) 地域における教育コミュニティづくり

学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を発揮するだけでなく、三者が一体となった総合的な教育力で子どもの健全な成長、発達を促すことが大切です。そのために、地域の共有財産である学校を核として、地域の中でさまざまな人が継続的に子どもの教育にかかわると同時に、信頼関係に基づき相互に教育力を高め合うシステムとして、地域の教育コミュニティづくりを推進します。

小学校区教育協議会の設置

小学校区を単位として、学校・家庭・地域が連携した「小学校区教育協議会 - はぐくみネット - 」を設置し、学校教育を支援する体制づくりを推進します。また、地域でのさまざまな活動の活性化を図り、地域の中で子どもを育てるコミュニティの形成を図ります。

「大阪らしさ」を生かした教育の推進

1. 郷土「大阪」を愛する心の育成

大阪はいにしえより難波津を中心とした国際交流の拠点として栄え、多様な価値観を受け入れながら、自由で合理的な精神や進取の気象を養い、長い歴史の中で豊かな伝統と文化を育ん

できました。今日の大阪は「国際集客都市大阪」という言葉に象徴されるように、人・物・情報が集まる国際都市として成長を続けています。子どもが過去や現在の大阪を再発見し、歴史の中で今の大阪に生きている自分を見つめることを通して、私たちの大阪の未来に夢や希望をもつことができるよう、「大阪らしさ」を生かした教育活動を積極的に推進します。

(1) 大阪の歴史・伝統・文化を生かした教育の推進

大阪は交通の要衝の地にあり、古代には難波宮がおかれ、その後もさまざまな歴史が展開しました。近世以降は商工業が興隆し、経済の中心のみならず国際貿易都市としての役割も果たしてきました。一方、人々の交流と商人の合理主義は世界的にも優れた思想や学問を生み出し、それが堂島米市での先物取引や、懐徳堂をはじめとする学塾・学校の設立、文楽など独自の芸術の創出として結実しました。このような過去の人々の営みは、遺跡や現存する建築物などの多様な文化財や産業技術、生活文化の伝統として現代に引き継がれており、これら大阪の歴史・伝統・文化を生かした教育を積極的に推進します。

大阪の歴史を学ぶ

社会科や選択科目などの授業を通じて大阪の歴史を学べるよう、指導資料や教材などを作成します。

大阪歴史博物館や自然史博物館などの施設と連携するとともに、文化財や資料を活用し、大阪市の歴史を体験的に学ぶ活動を取り入れます。

「わがまち・わが学校」の再発見

自分が住んでいるまちに愛着がもてるよう、地域の人々から昔の学校や地域の様子、人々の暮らしぶりなどを学ぶ機会を増やすとともに、学校行事や教科の授業などに地域の教育力を積極的に取り入れます。

自分の学校や住んでいるまちへの興味・関心を高めるため、学校を中心とした地域の自然・歴史・伝統・文化・芸術などを掘り起こす『わがまち発見』地域マップづくりなど、自分が住むまちを知る活動を推進します。

子どもによる「大阪ええとこ探検隊」を編成するなど、大阪の歴史や文化などについて主体的に調べる活動を推進します。

伝統芸能・伝統工芸などにふれる教育の推進

「大阪の伝統的な文化・産業を生かした教育活動のすすめ方 - 和太鼓等の活用を通して -」（平成13年3月）などを活用し、地域の伝統文化や産業に興味を持たせるとともに、地域の人々とのふれあいを大切にした学習活動を推進します。

芸術鑑賞として文楽などの伝統芸能にふれる機会を充実するとともに、「総合的な学習の時間」などにゲストティーチャーとして指導者を学校に招いて、直接指導を受ける機会の拡充を図ります。

大阪伝統工芸品産業振興協議会などとの連携を進め、大阪の伝統工芸を子どもが実際に体験できる活動の実現に努めます。

(2) 国際社会に生きる子どもの教育の推進

近年における急速な国際化に伴い、経済、社会、文化などのさまざまな面での国際交流が進展し、国と国との相互関係はますます深まっています。国際社会に生きる子どもには、自国の歴史や文化・伝統を尊重し、自己の確立を図るとともに、多様な文化や習慣の違いを認め尊重しあう態度を育成することが重要です。

多くの外国籍住民が居住する本市では、多文化共生社会の実現は重要な課題であり、その実現に向けて国際社会に生きる力の育成や在日外国人の子どもの教育の充実など、互いに違いを尊重し、共に生きる力を育む教育を推進します。

多文化共生社会実現のための教育の推進

子どもに国際社会に生きるためのコミュニケーション能力や、多様な文化や習慣の違いを認め尊重しあう態度などを育成します。

在日韓国・朝鮮人の子どもが、民族的自覚を保持し高めていくことができるよう、民族クラブ技術指導者招聘事業の充実を図ります。

近年増加している帰国・来日の子どもが、自立した学校生活を送ることができるよう支援事業の充実を図るとともに、「帰国した子どもの教育センター校」の運営の充実に努めます。

市立学校と、国際学校など-in日する外国人の子どものための学校との交流の機会を工夫し、身近な国際交流の体験的な学習を推進します。

外国語教育の充実のための語学指導助手（ALT）の招致事業の推進

ALTから生きた英語を学ぶことを通して国際理解の基礎を培い、国際社会に対応できる人材を育成するため、招致事業の推進を図ります。

「総合的な学習の時間」などで、国際理解教育の一環として英会話の学習に取り組む小学校へのALTの派遣を充実するとともに、地域の人材の発掘・活用に一層努めます。

学校での国際交流の推進

各種スポーツの国際競技大会に合わせて行われた「一校一国運動」では、子どもにスポーツへの興味・関心や国際親善と交流への意欲などが培われました。引き続き外国の選手団との交流に取り組む学校はもとより、まだ交流していない学校へ指導事例を提示するなど、「一校一国運動」を通しての国際交流を一層推進します。

インターネットなどを活用した海外の学校との交流を推進するなど、多様な国際交流のあり方を検討します。

(3) 大阪の将来を展望する教育の推進

本市では、まちづくりの基本指針として策定した「大阪市総合計画21」（平成22年10月）に基づき、「人間主体のまち」「世界に貢献するまち」の実現をめざしています。未来を担う子どもが大阪市の将来への展望を知り、だれもが安心して暮らせるまちづくり、新しい産業や文化を創造するまちづくりに向けて、夢や希望がもてるよう、大阪の未来に目を向けた教育の創造に努めます。

大阪の未来に目を向けた教育の推進

現在の大阪市が抱える課題やめざすまちづくりの全体像などを教材化し、「総合的な学習の時間」などを通して、よりよいまちづくりへの意欲を高める教育を推進します。

「大阪ええとこ探検隊」などを通して発見したことをもとに、大阪のさらなる発展と暮らしやすいまちづくりについて「子ども市会」に提言するなど、子どもの声が大阪市政に反映する場を充実するとともに、未来に向けて子どもが夢を育めるような活動を推進します。

2. 新しい「大阪らしさ」の創造

子どもが郷土「大阪」に誇りを持ち、いきいきと学習や活動に取り組む姿は大阪市民全体に活力を生み出します。これからは、これまでの「大阪らしさ」を生かすだけでなく、新しい「大阪らしさ」を生み出していくことも大切です。そのため、本市が進めているまちづくりも視野に入れながら、大阪がもつ豊かな教育力を生かして、子どもに新しい文化を生み出す創造

性と活力を育てます。

(1) 大阪の社会教育資源を生かした教育の推進

本市には数多くの社会教育施設などがあり、優れた人的・物的資源を有しています。また、大阪にある多種多様な企業の中には大阪を創業の地としているところも多く、商工業都市大阪の「起業家精神」は現在でも脈々と息づいています。これら大阪が誇る教育資源を生かした学校内外での教育活動の充実を図り、子どもが新しい「大阪らしさ」を生み出す進取の気象やバイタリティーなどの育成を図ります。

社会教育施設などとの連携

科学館や自然史博物館、美術館、大阪歴史博物館などの社会教育施設と学校が積極的に連携できるよう、子どもが本物にふれたり体感を通して学ぶことのできる学習プログラムを作成するとともに、一層の連携に向けて条件の整備に努めます。教科や「総合的な学習の時間」の学習活動の中で生じた課題の解決や、教員が学習指導案を立案する際の資料収集を効率よく進められるよう、指導者（教員・学芸員）のネットワークづくりを推進します。

在阪企業との連携の推進

「大阪企業家ミュージアム」などの施設との連携を含め、大阪商工会議所や大阪証券取引所などとの連携を進めます。子どもの主体的な職業体験の機会を積極的につくり出すため、産業界や地域との連携のあり方についての研究を進めます。

(2) 新しい大阪文化を生み出す教育の推進

子どものあふれるエネルギーは、未来に向けての新しい「大阪らしさ」を創造する源です。子どもが身近なところから広く大阪全体まで大阪の持つよさに気づき、それらを広く発信・交流する活動を通して、新しい大阪文化を生み出す教育を推進します。

○大阪らしさを発信する子どもの活動の推進

「大阪言葉」に愛着をもち、「大阪言葉」に対して誇りをもてるよう、教材の作成を進めるとともに、「大阪言葉」で表現する活動を学校教育に取り入れ、子どもによる大阪文化の創造に努めます。さまざまなメディアを活用して自分の学校紹介を制作し、大阪市学校自慢コンクールを開催するなど、子どもが自分の学校やまちに誇りがもてる活動を推進します。

共に輝く交流の推進

児童会・生徒会が積極的に相互交流できる機会を設け、他校との情報交換や意見交換を通して特色ある活動の活性化を図ります。

(3) 高等学校の特色化の推進

大阪市立の高等学校は、市民の実学を重んじる精神に支えられ、全国に先駆けて特色ある学校づくりを進めてきました。社会の変化や生徒の個性の多様化に対応するため、専門性の高い学科の設置、単位制の定時制高等学校の開設、教科・科目の幅広い選択が可能な総合学科や総合選択制への改編などを推進し、次代を担う人材の育成に努めてきました。

これからも、大阪市高等学校教育審議会などの提言に基づき、特色ある学校づくり、魅力あ

る学校づくりを推進します。

時代のニーズに応える専門学科の設置

個性と創造性豊かな人材を育成する芸術系学科や、豊かな人間性を培う福祉科など、時代のニーズに応える専門性の高い学科の開設をめざします。

高等学校の再編・整備の推進

総合選択制など生徒一人一人の適性や興味・関心に応じて、多様な教科・科目が選択履修できるようなシステムをもった学校づくりを進めます。

定時制工業高等学校と全日制工業高等学校の統合による、生涯学習社会にふさわしいフレキシブルな学習形態が可能となる新しいタイプの総合技術高等学校の開設をめざします。

全日制商業高等学校の再編・整備を推進し、同一学科、類似学科が競合することがないよう、市立高等学校全体の適正配置を実現します。

学習機会の拡充

就業体験（インターンシップ）の機会の確保や、高等学校間あるいは大学と高等学校間の連携などを進め、在籍する学校以外で学習する機会を拡大します。

未来に向けてたくましく生きる「なにわっ子」の育成をめざす支援の充実

1. 活力ある学校づくりの推進

少子化に伴う学校の小規模化や教職員の高齢化が進み、学校全体に活気や活力が乏しくなってきたと言われます。そういった中、教職員自らが個性と創造性を発揮し、保護者・地域と一体となって子どもの教育に積極的に取り組めるよう、教育委員会として、活力ある学校の創造に向けて支援を充実します。

(1) 学校の創意工夫ある教育活動への支援

社会の変化に対応した創意工夫と活力ある教育活動を展開するため、学校が子どもや地域の実態に応じて特色ある教育課程を編成・実施し、自主的・自律的な学校運営ができるよう支援します。

学校の自主性・自律性の確立

教育委員会の許可・承認を必要とする事項の縮減に努めます。

学校の創意工夫ある取り組みや研究を充実するため、学校維持運営費をさらに有効に活用できるよう、学校の予算編成のあり方について研究を進めます。

学校が「大阪らしさ」や地域の特性を生かした特色ある教育課程を編成するにあたって、他校の教育実践などの情報提供や相談に応じることができるよう、教育センターの「カリキュラムセンター」としての機能を充実します。

地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進めていくために、教職員組織のあり方について検討を重ねるとともに、人事異動などを通じてその充実に努めます。

学校の活性化に向けての支援

学校が創意工夫ある取り組みを進めるにあたっては、全教職員が意欲を持って取り組むことが不可欠であることをふまえ、表彰など教職員の意欲を高める方策について検討を進めます。

「大阪らしさ」を生かした教育や、特色ある学校づくりを支援する「学校夢サポート21事業」を推進します。

学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めるとともに、教育内容を一層深められるよう「個性が輝く学校づくり推進事業」を充実します。

学校経営の改善や運営上の問題解決に向けて、学校経営サポートのあり方について検討を進めます。

学校施設・設備の充実

社会状況の変化や教育内容・教育方法などの変化に対応し、学校が特色ある教育活動を効果的に行えるよう、既存の施設・設備の有効活用を進めるとともに、学校施設や設備の充実に努めます。

(2) 学校に「若い力」の導入

学校では、子どもの減少による小規模化や教職員の高齢化が進んでいます。このような状況の中、学校の教育活動全体に活力を与えるため、教職員の新規採用者の計画的な確保に努めるとともに、大学生などによる学校支援ボランティア制度を開発し、学校に「若い力」の導入を図ります。

小学校における学級・学校支援事業の実施

学校の活性化を図るため、非常勤嘱託員を活用し、情熱をもって教育に取り組む若い人材を小学校に配置できるようにします。

大学との連携

授業の一環として学生に一定期間学校で教育活動の支援を行わせたり、それを教職課程の単位として認定したりする制度を検討している大学（大阪市立大学、大阪教育大学など）と連携し、教職などを目指す大学生が学校の教育活動にボランティアとして参加する制度を整備、推進します。

専門学校などとの連携

専門学校などで学ぶ学生が、専門的な知識や技能を生かし、「総合的な学習の時間」などの教育活動や、校内研修、PTAの学習活動などを支援できるよう検討します。

2. 教職員の資質や指導力の向上

変化の激しい時代にあって、子どもに「生きる力」を育成する教職員の果たす役割はますます重要となっています。それだけに教職員には、一人一人が強い使命感や高い専門性をもち、課題に的確に対応する力が求められています。

教職員が市民の期待に応え、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、教職員の資質や指導力の向上に向けて支援を進めます。

(1) 教職員の採用選考および任用制度のあり方の検討

社会の変化に対応した新しい教育を推進していくためには、教職員にはこれまで以上に子どもに対する愛情と教育に対する情熱、および教科指導や生活指導の力量が求められます。この社会の要請に応えるため、管理職をはじめ教職員についての任用制度など人事上の取り扱いについて研究します。

採用選考実施方法の工夫・改善

教職員の採用選考にあたっては、幅広い識見と情熱を備えた人材を確保するために、筆記試験や実技試験における評価方法について検討を行うとともに、人物重視の観点から実施方法についても改善を図ります。
教員として求められる資質を十分に備えた人材をより多く発掘し、登用できるよう、採用要件のあり方など引き続き検討します。

○管理職・教職員の任用制度の的確な運用

円滑な学校運営を確保し、活力ある学校づくりを支援する観点から、管理職をはじめ教職員について、現行制度に即して的確に運用するとともに、個々の状況に応じて、人事上の適切な措置を講じるよう努めます。

(2) 社会の変化や教職員のニーズに対応した研修

教職員の資質の向上や専門性を高めるための基本的な研修の充実を図るとともに、激動する社会の中で自主的・主体的に資質や指導力の向上をめざす教職員への支援の充実に努めます。

○今日的な課題に対応する研修の充実

教育センターなどでの今日的課題に対応する研修（カウンセリング、福祉・ボランティア、情報教育など）を充実します。

教職員の自主研修に対する支援事業の検討

学校での人権教育の推進をはじめ、今日的な課題解決に役立つと認められるNPOやNGO主催の研修会への参加を支援する制度を検討します。
教育センターでは、教職員の自主的・主体的な研修を支援する事業の検討を進めるとともに、（仮称）総合生涯学習センター、市民学習センター、青少年会館など社会教育施設では、教職員の研修に必要な相談・情報提供などの支援に努めます。
帰国・来日の子どもや保護者への理解を深めるため自主的に外国語の習得をめざす教職員に対して、講師や研修場所の提供ができるよう、大阪市立大学、大阪教育大学などとの連携を進めます。

教員の長期研修の充実

教員の長期社会体験研修を実施するとともに、長期自主研修制度（府）や大学院修学休業制度（国）について、一層の周知と活用に努めます。

○教育センターの時間外活用の検討

教育センターの図書室・教育情報サービス室・情報教育室・研修室などの時間外活用の拡充を図ります。

(3) 指導力不足等教員への支援および対応

学習指導、生徒指導、学級経営などに指導力を発揮できず、子どもの教育への責任が十分果たせていない教員、あるいは保護者、地域、同僚との良好な関係が築けないことなどから教育活動に支障をきたしている教員などについての支援と対応の検討を急ぎ、早期に体制が整備できるよう努めます。

指導力不足等教員への支援および指導

学習指導・学級経営の両面から教職員が互いに協力する体制の確立に努めるとともに、指導力不足等教員の抱えている課題について正確に把握し、本人の自覚を促すように的確な支援・指導を行います。

教育委員会の支援体制の整備

指導力不足等の教員への支援・対応について、メンタルサポートも含め、国、府の方策も研究しながら早期にシステムを整備します。

3. 「学び・育ち・育てるまち 大阪」実現に向けての体制の整備

市民のだれもが生涯にわたって自己実現をめざして学ぶことができるよう、生涯学習の環境整備を進めるとともに、健やかでたくましい「なにわっ子」を育てるため、家庭教育力の向上に向けての支援や子どもの体験活動の機会の充実を図ります。

(1) 生涯にわたって学べる学習環境の整備・充実

社会の急激な変化に対応するには、自らを高め、生きがいのある生活を創造していくことが求められています。

「生涯学習大阪計画」（平成4年2月）に基づき、市民のだれもが、いつでも、どこでも必要に応じて学び続けられる生涯学習の総合的、体系的な学習環境の整備を進めます。

○学習の場の体系的な整備と学習機会の拡充

地域においては、市民に身近な学習・交流の場を提供する生涯学習ルーム事業を全小中学校で開設するとともに、地域に開かれた学校づくりを通して、学校・家庭・地域の連携を推進します。

交通至便なターミナル周辺に、市民が通勤・通学の途中で気軽に立ち寄り、学びを通じて自分づくり、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりができる拠点として市民学習センターの整備をさらに進めます。

本市の生涯学習の中核施設として（仮称）総合生涯学習センターを整備し、総合的な情報提供・学習相談、新しい事業開発を進めるとともに、生涯学習に取り組むさまざまな施設、市民グループ、指導者、NPOなどの総合的なネットワークの構築を推進します。

地域の総合的な情報センターとして、市民の多様な学習ニーズに対応できるよう図書館情報ネットワークシステムを拡充し、調査・相談機能の充実や市民の情報活用能力（リテラシー）向上の支援を行うなど、生涯学習の基盤施設である図書館の機能を充実します。また、読書支援ボランティアを養成するとともに、ボランティアに対して地域や学校で活動するための調整や情報提供などの支援を行います。

科学館、大阪歴史博物館、美術館、キッズプラザ大阪、クラフトパーク、大阪人権博物館（リバティおおさか）、大阪国際平和センター（ピースおおさか）、アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）などの専門的な教育施設が持つ機能を十分活用できるよう、魅力ある事業内容づくりや市民が利用しやすい施設運営に努めます。

専門的・体系的な学習、職業技術の習得などリカレント教育に関する学習ニーズの高ま

りに対応し、大学などの高等教育機関や民間の研究機関、専門学校、民間教育事業などとの連携による学習機会の提供に努めます。

生涯学習ボランティアの養成と市民参加の促進

生涯学習推進員、生涯学習インストラクター、識字・日本語ボランティア、高齢者リーダーなど、生涯学習ボランティアの養成を進め、市民全体の、市民とともに創る生涯学習を推進します。

生涯学習事業の企画・運営にあたってのNPO、市民公益活動団体などとの協働や、博物館、美術館などの運営における施設ボランティアの活用など、市民参加による生涯学習を推進します。

生涯学習に関する情報提供・相談事業の充実

生涯学習に関する市民ニーズの高まりの中で、生涯学習情報誌「いちよう並木」を充実し、生涯学習に関する情報を幅広く提供するとともに、多様な学習相談にも対応できる生涯学習情報提供システムを整備します。

(2) 子どもの体験的な活動の充実

子どもは、生活体験・社会体験・自然体験などを通じて、感動したり、驚いたりしながら考えを深め、社会や人間について理解する力を身につけていきます。そのため、土曜日・日曜日などの学校外での子どもの体験的な活動の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、子どもを育てる環境づくりを進めます。

地域での体験的な活動の機会の充実

地域の青少年育成に関する諸団体と、学校、地域の社会教育施設などが連携、協力し、子どもの学校外での体験活動に関する機会の充実に努めるとともに、これらの行事への保護者の参加を促進する取り組みを推進します。

青少年会館では、人権尊重の視点に立って、さまざまな体験的な学習、ボランティア育成、人権教育などに関する学習機会の提供、サークル活動支援や青少年への情報提供の充実に努めるとともに、障害のある子どもの参加、教育に関して支援を必要とする子どもと保護者を対象とした相談事業、地域の知恵を集めさまざまなネットワークを生かした事業をさらに進めることにより、地域における青少年育成を支援します。

社会教育施設などを活用した体験的な活動の充実

科学館、博物館、美術館などの社会教育施設などにおいて、子どもが楽しく遊びながら、科学・歴史・文化などを体験的に学ぶ機会を提供するため、ハンズオンの展示や参加型・体験型プログラムの開発を進めます。また、展示内容などをわかりやすく紹介するガイドブックを作成・配布するなど、情報提供に努めます。

障害のある子どもの土曜日・日曜日の体験的な活動の充実に向けて、長居障害者スポーツセンター、舞洲障害者スポーツセンター（アミティ舞洲）などとの連携を進めるとともに情報提供に努めます。

図書館の機能の拡充

子どもが興味・関心を持って地域の図書館を活用できるよう、児童図書など蔵書やビデオや各種CD-ROMなど多様な資料を充実します。

子どもが必要とする知識や情報を、身近な図書館で入手できるよう、読書案内や調べもの相談など、資料・情報提供サービスの拡充、整備を進めます。

学校における調べ学習に対する資料援助や、読書指導の時間で読み聞かせや本の紹介を

行うなど学校との連携を深め、地域における子どもの総合的な文化や読書環境の充実を図ります。

(3) 地域スポーツの振興にかかわる連携

子どもがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じて集団でのルールや規律を守る態度や、他者への思いやりや協調性を育むとともに体力を培うことは、人間形成にとってきわめて大切です。そのため、総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツボランティア活動の推進、地域スポーツ活動への参加機会の拡充など、地域におけるスポーツ環境の整備に向けて、下記の事業を主管する「ゆとりとみどり振興局」などの他局との連携を進めます。

○総合型地域スポーツクラブの育成

地域の実態に応じて学校と地域の連携を推進し、地域住民の自主的な設立・運営のもと、それぞれの目的・関心に応じて多様な種目・レベルのスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブの育成に協力します。
総合型地域スポーツクラブと学校の部活動との連携を推進し、青少年の健全育成や地域コミュニティの形成をめざすとともに、指導者研修の機会を充実します。

○スポーツボランティア活動の推進

地域におけるスポーツボランティア活動の促進、支援を行い、住民が主体となったスポーツ活動を推進します。

○地域スポーツへの参加機会の拡充

各区スポーツセンターにおいて実施しているスポーツ教室や一般開放などの各種事業を充実、発展させ、スポーツへの参加機会を拡充することにより、地域スポーツの振興を図ります。

(4) 家庭教育・子育て支援の充実

地域や世代間で行われてきた子育て経験の継承が、急速な都市化・核家族化の中で困難になり、家庭や地域の教育力が低下してきています。そのため、保健、福祉、医療関係部局や関係機関との連携を進め、乳幼児期の基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質を培う家庭教育や子育てを支援を充実します。

また、「大阪市児童育成計画 - なにわっ子すくすくプラン - 」(平成10年3月)の趣旨を踏まえ、放課後の子どもの安全確保を図るとともに、遊びを通じて自主性や社会性を育むことをめざして、「児童いきいき放課後事業」の充実を図ります。

○児童いきいき放課後事業の充実

保護者や地域との連携、交流を深めながら事業内容の充実を図るために、地域のお年寄りにボランティアとして参加していただく「いきいきパートナー」制度を実施します。幼稚園などを修了した子どもの、小学校入学までの間の体験参加を進めるとともに、完全学校週5日制の実施のもと、土曜日の活動の拡大・充実を図ります。

家庭教育に関する学習機会の充実

これから親になる人や乳幼児期・思春期の子どもを持つ親を対象とした家庭教育学級などを開設し、父親の家庭教育への参加を促進するとともに、地域の家庭教育の指導者や

子育てサポーターの育成に努めます。

乳幼児、小・中学生などを持つ親に配布している「家庭教育手帳」「家庭教育ノート」を、家庭教育学級やPTAの学習会などで積極的に活用します。

家庭教育・子育てに関するネットワークづくり

地域の幅広い理解と参加を促進することによって、地域全体で子どもを育てるため、地域の青少年団体、文化・スポーツ団体、ボランティア団体などのネットワークづくりを進めます。

家庭教育に関する学習機会、子育てに関する相談窓口や地域の子育てグループなどを紹介する情報誌を発行し、家庭教育支援のための情報提供に努めます。

○「児童虐待」防止対策の促進

「児童虐待」を未然に防止することや、早期発見・早期対応・アフターケアの各々の段階に応じた効果的な対応を図るため、関係諸機関との連携を進め、市・区・地域レベルでの「児童虐待」防止のネットワークづくりを進めます。また、被虐待児童と保護者への地域が一体となった有効な支援のあり方について検討を進めます。

虐待によって生じた子どもの心の傷に対するケアや虐待の再発を防止するため、保護者や子どもへのカウンセリングの充実を図ります。